

浅口市監査公表第 3 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定による監査請求について、同条第5項の規定により監査を行ったので、その結果を次のとおり公表する。

令和5年11月30日

浅口市 監査委員 高田 浩二

浅 監 第 8 1 号
令和 5 年 1 1 月 2 7 日

請求人
(氏名省略) 様

浅口市 監査委員 高田 浩二

浅口市職員措置請求に係る監査の結果について (通知)

令和 5 年 1 0 月 4 日付けで地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。) 第 2 4 2 条第 1 項の規定により提出された浅口市職員措置請求について、監査した結果を同条第 5 項の規定により、下記のとおり通知する。

記

1 請求の受付

(1) 請求人

住所 (住所省略)

氏名 (氏名省略)

(2) 請求書の提出日

令和 5 年 1 0 月 4 日

(3) 請求の内容

請求人が提出した浅口市職員措置請求書の内容は、次のとおりである。

住民監査請求書

浅口市監査委員様

令和5年10月3日

提出者 住所 (住所省略)

氏名 (氏名省略)

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明を添え、必要な処置を請求します。

請求の趣旨

監査委員をしている加藤淳二議員が鴨方町の知り合いの選挙応援者の知人からパソコン、複合機を安く買うのはわかるが高く買うのは市民として税金の無駄遣いであり嚴重な調査をし、政務活動費を返納して法的な処置をして頂きたい。また、「(株) A」が市の足元をみて法外に高く売買したのか調査すべきである。

富士通ノートPC FMV LIFEBOOK

ブラザービジネス複合機 MFC-j 6983、ノートパソコン、プリンターを「(株) A」で購入、金額を調べた結果、同じ機種のパソコン、プリンターを見積もり書業者から取り寄せた結果、法外で市民の税金での購入は合点がいかない。

(以上、添付書類以外を原文のまま掲載。添付書類は、以下のとおりである。ただし、添付書類の掲載は省略した。)

添付書類

- ・株式会社ヨドバシカメラのインターネット通販サイト「ヨドバシ・ドット・コム」でブラザー社製複合機（型番：MFC-J 6983CDW）の販売ページを印刷した書類
- ・LINEヤフー株式会社のインターネット通販サイト「Yahoo!ショッピング」で富士通社製ノートパソコン（型番：FMVWF3A155）の販売ページを印刷した書類
- ・2022年4月1日付け見積書（富士通ノートPC FMV WF3A155）の写し
- ・令和5年7月14日付け見積書（A3インクジェット複合機MFC-J 6983CDW）の写し

- ・手書きのメモが記載された2022年5月16日付け見積書（富士通 ノートPC FMV LIFEBOOK、ブラザー ビジネス複合機 MFC-J6983）の写し
- ・2022年5月16日付け見積書（富士通 ノートPC FMV LIFEBOOK、ブラザー ビジネス複合機 MFC-J6983）の写し
- ・富士通ノートパソコン、ブラザープリンターの領収証とインクカートリッジブラザー工業のお買上げ明細及び領収証の写し

（４）請求の受理

本件措置請求については、法第242条に規定する所定の要件を具備しているものと認め、令和5年10月6日に、請求書の受付日付けでこれを受理することを決定した。

2 監査の実施

（１）監査委員の除斥

本件措置請求において、加藤淳二監査委員については、法第199条の2の規定により除斥とした。

（２）監査対象事項

加藤淳二議員（以下「加藤議員」という。）に交付された令和4年度政務活動費（以下「本件政務活動費」という。）のうち、資料作成費として計上されたノートパソコン及び複合機（以下「本件ノートパソコン及び複合機」という。）の購入費が違法又は不当な支出であるか否かを監査対象事項とした。

（３）監査対象部局

議会事務局

（４）請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定に基づき、請求人に対し、令和5年10月30日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えた。その際、同条第8項の規定に基づき、議会事務局の職員（以下「関係職員」という。）を立ち会わせた。

なお、新たな証拠の提出はなかった。

陳述の要旨は、おおむね次のとおりである。

本件ノートパソコン及び複合機について、請求人が独自に複数業者から見積りを徴して比較したところ、加藤議員が購入した金額は高過ぎるものであ

り、支払いについても疑念を抱かざるを得ない。よって、政務活動費を返金すべきである。

(5) 関係職員の陳述

令和5年10月30日に関係職員から陳述の聴取を行った。その際、法第242条第8項の規定に基づき、請求人を立ち会わせた。

陳述の要旨は、おおむね次のとおりである。

- ① 政務活動費は地方自治法の規定により制度化されたものであり、その具体的な内容は地域の実情や状況に応じて条例により各議会が決定できるとされている。
- ② 一連の手続きのマニュアルとして「政務活動費に関する手引き」を定め、交付に関する手続きや使用にあたっての留意事項などを規定し、各議員に示している。議会事務局では議員から相談があれば他の自治体の運用や裁判例なども参考にしながら、適正な判断ができるよう支援している。
- ③ 収支報告書の審査にあたっては、最高裁の「実際に行われた政務活動の具体的な目的や内容等に立ち入った審査は予定していない」との判例を踏まえ、条例や手引きなどに定めた基準と照合し、それに適合するか否か、記載の不備や添付書類の漏れはないかなど、外形的な審査を行っている。
- ④ 本件についても、条例等に定められた基準に反することが明らかにかがえるか否か、並びに記載の不備等について外形的な審査を行っている。よって適正に処理されているものと考えている。
- ⑤ 収支報告については、ホームページに掲載しているほか、いつでも閲覧に供せるよう整備し、透明性の確保に努めている。

(6) 関係人への調査

関係人調査として、令和5年11月7日付けで加藤議員から本件ノートパソコン及び複合機の購入仕様がわかる資料を入手した。

また、令和5年11月14日に加藤議員への聞き取り調査を行った。その際、関係職員を立ち会わせた。

その要旨は次のとおりである。

本件ノートパソコン及び複合機は、円滑で効率的な政務活動のために、価格と導入時や購入後のサービスについて総合的に勘案し、最良と判断した上で購入したものである。

また、ノートパソコンの購入仕様にはソフトウェア、ウイルス対策オプション、旧PCからのデータ移行作業等が、複合機の購入仕様にはネットワーク設定作業が含まれている。

3 監査の結果

(1) 事実関係の確認

①関係法令等

(ア) 地方自治法

第100条

- ⑭ 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。
- ⑮ 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。
- ⑯ 議長は、第十四項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

(イ) 浅口市議会政務活動費の交付に関する条例（平成19年浅口市条例第2号。以下「条例」という。）

第1条

この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、浅口市議会議員（以下「議員」という。）の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議員に対し政務活動費を交付することに関し必要な事項を定める。

第2条

政務活動費は、議員に対して交付する。

第3条

政務活動費は、当該年度分を一括して交付する。ただし、年度途中において、議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの月数分を交付する。
(第2項省略)

第4条

議員に対する政務活動費は、各月1日（以下「基準日」という。）に在職する議員に対して月額3万円を交付する。
(第2項以下省略)

第5条

政務活動費は、議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる

活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

第6条

政務活動費の交付を受けた議員は、別記様式により、領収書又はこれに準ずる書類を添付して政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、議長に提出しなければならない。

2 前項の収支報告書は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。

(第3項省略)

(第7条省略)

第7条

政務活動費の交付を受けた議員は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該議員がその年度において第5条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還しなければならない。

2 市長は、政務活動費の交付を受けた議員が次に該当するときは、期限を定めて政務活動費の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) この条例の規定に違反したとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、不正の事実が認められるとき。

第8条

議長は、第6条第1項の規定により提出された収支報告書を、提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(第2項省略)

第9条

議長は、第6条第1項の規定により提出された収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

(以下省略)

別表（第5条関係）

項目	内容
調査研究費	議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
研修費	議員が研修会を開催するために必要な経費及び団体等が開催する研修会の参加に要する経費
広報費	議員が行う活動及び市政について住民に報告するために要する経費
広聴費	議員が行う住民からの市政及び議員の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
要請・陳情活動費	議員が要請及び陳情活動を行うために必要な経費
会議費	議員が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費
資料作成費	議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
人件費	議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費

（ウ）浅口市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則（平成19年浅口市規則第5号。以下「規則」という。

第2条 政務活動費の交付の申請は、政務活動費交付申請書（様式第1号）によるものとする。

第3条 市長は、毎年度、前条の規定により申請のあった議員について交付すべき年間分の政務活動費の額を決定し、当該議員に政務活動費交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

第4条 前条の決定通知を受けた議員は、市長に対し政務活動費交付請求書（様式第3号）を提出するものとする。

第5条 議長は、条例第6条第1項の規定により提出された収支報告書の写しを市長に送付するものとする。

第6条 政務活動費の交付を受けた議員は、政務活動費の支出について会計帳簿を調製するとともに、証拠書類を整理し、これらの書類を当該政務活動費に係る収支報告書の提出期限の日から起算して5年を経過

する日まで保管しなければならない。
(以下省略)

(エ) 政務活動費に関する手引き (以下「手引き」という。)

浅口市議会では、政務活動費の交付に関する手続きや政務活動費の使用にあたっての留意事項などを規定し、各議員に示している。その中に条例第5条別表にある政務活動費の使途基準を補完するものとして、政務活動費に関する運用基準を定めている。(本件支出に関連する令和4年度当時の基準を抜粋する。)

1 政務活動費の管理について

政務活動費は、議員の調査研究その他の活動に要する経費の一部を補助するため、交付されるものであり、その管理は議員で行うものとする。

(1) 政務活動費の交付に当たっては、別途設けられた口座に振り込むものとする。

(2) 政務活動費は、条例に定める使途基準以外の経費に流用してはならない。

(3) 政務活動費は、政党、政治団体(後援会)及び選挙運動費用に使用してはならない。

(中略)

3 備品・事務機器購入、リース代等について

(1) 備品・事務機器

破損等の特別な理由がない限り議員一期(4年)につき、1回を限度とし認める。ただし、購入する場合は単年度で購入することとし、複数年度にわたり政務活動費を利用して支払うことは認めない。

なお、政務活動として使用する割合を各自が定め、その割合に応じて按分した額を充当できるものとする。ただし、満額(100%)を充当することは認めない。

なお、任期満了日の1年前の月の初日から、備品・事務機器の購入は認めず、リース契約のみ認めることとする。

(平成29年4月1日改定)

会派解散に伴う備品・事務機器の取り扱いについては、会派の構成員である議員が個別に所有権を引き継ぎ、会派解散後も引き続き適切に管理することとする。

(令和2年3月31日改定)

認められる機器の例 …… パソコン（プリンター・スキャナー等の周辺機器を含む。）、コピー機、ファックス、印刷機、ロッカー、カメラ

認められない機器の例 …… 電話（携帯電話を含む）、テレビ、ビデオ、ビデオカメラ、冷蔵庫、エアコン、ソファ、装飾品や美術品

（中略）

8 使用できない経費

（1）交際費的な経費

餞別、慶事金、香典、寸志、見舞金、年賀状等の慶忌費、飲食費

（2）政党費その他政党活動に要する費用

① 党費、党大会参加・出席費用、政党活動・県連（政党等）活動費用、党大会賛助金、パーティー参加費、カンパ

② 政党の機関紙購読料

③ 政党の広報（会報、広報誌、パンフレット等の印刷及び送料）作成及び活動費

④ 政党組織の事務所の設置費及び維持管理費

（3）後援会活動に要する経費

① 後援会の広報（会報、パンフレット等の印刷及び送料）作成費及び活動費

② 後援会事務所の設置費及び維持管理費（人件費を含む）

（4）選挙活動に要する経費

（5）事務所として使用する不動産の購入、建築工事費、補修費

（6）調査研究その他の活動と関連が薄く、趣味の色彩の濃い新聞、書籍、雑誌等

（7）自動車の購入及び修繕費、車検、保険料等の維持管理経費

（8）遊興費、レクリエーション経費

②本件政務活動費の交付に係る事実（事実を確認した書類）

（ア）政務活動費の交付申請

政務活動費の交付申請に係る事務手続きについては、規則第2条に定められており、令和4年5月1日付けで令和4年度の政務活動費交付申請書（申請額330,000円）が提出され、議会事務局において令和4年5月2日付けで受理していた。

(イ) 政務活動費の交付決定

政務活動費の交付決定に係る事務手続きについては、規則第3条に定められており、議会事務局は提出された政務活動費交付申請書等を審査し、適当であると認め、令和4年5月13日付けで政務活動費交付決定通知書（交付決定額330,000円）を加藤議員へ通知していた。

(ウ) 政務活動費の交付

政務活動費の交付に係る事務手続きについては、規則第4条に定められており、政務活動費交付決定通知書の通知後の令和4年5月13日付けで政務活動費交付請求書（請求額330,000円）が提出され、令和4年5月25日に加藤議員へ交付された。

(エ) 政務活動費の収支報告

政務活動費の収支報告に係る事務手続きについては、条例第6条に定められており、令和5年4月19日付けで政務活動費収支報告書が支出明細書とともに活動に要した費用の領収書等の書類とともに提出され、同日付けで議会事務局において受理していた。収支については収入330,000円、支出242,563円であった。

支出の明細は以下のとおり。

- ・広聴費：59,314円（ガソリン、電話）
- ・資料作成費：149,149円（パソコン、複合機ほか）
- ・資料購入費：34,100円（地図、書籍）

なお、本件ノートパソコン及び複合機の購入金額は274,780円であり、内訳として、ノートパソコンが195,800円、複合機が78,980円となっている。加藤議員が政務活動として使用する割合に応じて按分した額として、購入金額の2分の1となる137,390円を本件政務活動費の資料作成費の一部として報告していた。

(オ) 政務活動費の返還

政務活動費の返還に係る事務手続きについては、条例第7条に定められており、令和5年4月19日付けで提出した政務活動費収支報告書における収入と支出との差額87,437円について、令和5年5月16日に返還されていた。

(2) 判断

請求人は、本件ノートパソコン及び複合機が法外に高く、政務活動費を返金させるべきであると主張する。

調査研究活動における判例で、「政務調査費交付の制度の趣旨からすると、調査研究活動の手段方法及び内容の選択に当たっては、議員の自主性及び自

立性を尊重すべき要請も存在することから、いかなる手段方法によりいかなる調査研究を行うかは、原則として、県政に関する諸事情等に対応した議員の裁量的判断に委ねられているものと解するのが相当であり、個々の支出が用途基準に照らし必要性又は合理性を欠くなど、その裁量権を逸脱又は濫用した場合に限り、違法となるというべきである。」（神戸地方裁判所平成20年9月25日判決、大阪高等裁判所平成21年3月26日判決同旨）と判示している。

また、他の裁判例では、「政務調査費条例及び政務調査費規程の定め並びにそれらの趣旨に照らすと、政務調査費条例は、政務調査費の支出に用途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにうかがわれるような場合を除き、監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその用途制限適合性を審査することを予定していないと解される。」（最高裁判所平成21年12月17日判決）と判示している。

加藤議員からの聞き取りにより、本件ノートパソコン及び複合機は円滑で効率的な政務活動のために、価格と導入時や購入後のサービスについて総合的に勘案し、最良と判断した上で購入したとのことであった。これを上記判例に照し合せれば、政務活動費制度は、議員の自主性及び自立性を尊重する制度となっているから、本件は議員の裁量権の範囲内にあり、その自主性に委ねられているものというべきである。

しかしながら、社会通念上明らかに高額である場合は裁量権の範囲にあるとは認められない。

一般に、パソコンの購入に際しては、同じ型番の製品を購入する場合であっても有料オプションの追加などの購入仕様によって金額が異なる。このため、本件ノートパソコン及び複合機については、購入仕様を特定した上で、社会通念上明らかに高額であるか否かを判断することが妥当である。

加藤議員への調査により、本件ノートパソコン及び複合機の購入仕様を次のとおり特定した。

ア. ノートパソコンの購入仕様

- a. ノートパソコン本体：Windows 11 Home、Core i5-10210U、約512GB SSD、Office Home and Business（型番：FMVWF3A155）
- b. Office：Office Professional 2021
- c. ハードウェア保証：ワイド保証（4年）
- d. 月額版・年額版セキュリティ：ウイルスバスター年額版
- e. 旧PCからのデータ移行作業

イ. 複合機の購入仕様

- a. 複合機本体
- b. ネットワーク設定等の構築作業

上記より、本件ノートパソコン及び複合機の合計金額274,780円は、本体代だけでなく複数の有料オプションやデータ移行等の作業が含まれた金額となっている。このことを鑑みると、本件ノートパソコン及び複合機の購入金額は、社会通念上明らかに高額と言えるものではないと判断する。

4 結論

以上のことから、監査対象とした本件ノートパソコン及び複合機の購入費が違法又は不当であるとは認められないため、請求を棄却する。

5 意見

監査の結果は以上のとおりであるが、議長に対し、収支報告に関して、市民が求める説明責任に配慮したより丁寧でわかりやすい記載や、資料等の的確な添付に努め、更なる透明性の確保を進められるよう要望する。